

Title	一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」：ナサニエル・ケントの場合
Sub Title	The business of the land agency as a 'Profession' in later eighteenth century England : the case of Nathaniel Kent
Author	高橋, 裕一 (Takahashi, Hirokazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1994
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.1 (1994. 9) ,p.55- 86
JaLC DOI	
Abstract	<p>In England, actual management of estates on behalf of the aristocracy and gentry has historically been dealt with, in most cases, by a land agent, known variously as 'steward', 'bailiff, or simply 'agent'. As large-scale estates grew in complexity and organization in the course of the eighteenth and nineteenth centuries, the business of land agency, whose functions had become increasingly crucial and specialized, was being recognized as a kind of 'profession'. Although the duties and business activities of land agents varied considerably according to circumstances, they can reasonably be divided into rough groups in the period under consideration : (1) a part-timer whose regular occupation was in work more or less related to the estate business ; (2) a full-time and sometimes highly-paid agent who was connected with or worked exclusively for one employer, often a magnate landowner ; and (3) a land-agent firm which practised for a number of employers on a fee or commission basis. This paper deals with the case of one successful land agent, Nathaniel Kent (1737-1810), whose business can be placed in category (3) above. Kent was also known for his books on agriculture, in particular his work, Hints to Gentlemen of Landed Property. The intention of this paper is to analyze in detail the wide-ranging business activities undertaken by Kent and his partners, which included the survey, management and brokerage of landed properties, in addition to their work as agricultural advisers. A look at the career and the ideas of Nathaniel Kent reveals that, in spite of some attitudes that are viewed backward today and the inevitable self-contradiction characteristic of this sort of work, his business methods and the intensity of his attitude as an independent estate expert were quite advanced. The type of land-agent firm in which land surveyors played the principal part, most clearly demonstrated in the case of Ken's firm, appears to have been the primary source of the formal profession of land agency that came into existence in the later nineteenth century and onward.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19940900-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

——ナサニエル・ケントの場合——

高橋 裕 一

一 問題の所在

イングランド農村社会を長く支配してきた地主・ジェントルマン層の主たる経済基盤は、いうまでもなく土地所有、所領経営にある。所領と向かい合う姿勢により、彼らは時の経済状況に個々のレヴェルで対処し、また関与した。その際、貴族やジェントリの一部、とりわけ後者のうち比較的小規模な土地を所有する人々は、しばしば自ら直接、所有地の経営にあたっている。だが、こうした事例はあくまでも少数にとどまり、大多数の土地所有者の場合、経営の業務を実際に担ったのは彼ら自身ではなくベイリフ (bailiff)、ステュワード (steward)、エージェント (agent) 等と称された所領管理人にほかならない。それゆえ所領の命運、つまり地主家系の消長に

少なからぬ影響力を与えた要因として、彼らの存在を指摘することは決して不合理ではあるまい。のみならず地主所領こそ農村を統括する強固な組織だったから、その役割は所領管理の枠をはるかに超えていた。にもかかわらず所領管理人の実態把握が難事をきわめるのは、彼らが地主に従属する代理人として長い間目立たぬ存在だったうえ、雇用形態、職務内容、出身層のいずれをとっても驚くほど多岐にわたっており、加えて時代による状況変化を無視できないからである。特有の立場ゆえに専門職としての団体形成が遅れたという事情も、彼らの全体像把握を一段と困難にしている。したがって、所領管理人を単独で扱った研究はあまり多いとはいえず、いくつかのモノグラフ、ないし地主層の包括的な研究や個別研究等のなかでの関連的な言及にとどまっているのが現状

である。⁽¹⁾

さらに、古くから所領管理人の忠誠や能力に対する疑惑や偏見、非難が多かった事実を指摘しなければならぬ。しばしば「ステュワード術 (arts of stewards)」とは、不正や腐敗の同義語ですらあった。きわめて長い間、所領管理人には資格や訓練システムがなく、また他に本務を持つ者が副業として引き受けるケースが多かったことも手伝って、この種の疑念は容易に払拭されなかった。

しかしながら現実には、彼らが実際に大多数の所領で起用され、しばしば画期的な施策を打ち出しつつ、イングリランドの所領の日常業務に営々と携わってきたことは歴然たる事実なのである。⁽²⁾ とりわけ一八世紀以降、農業上の諸変革や非農業部門の拡大にともない、所領が資本力と生産性を擁した複合組織へ発展すると、その運営には従来以上の知識と効率が必要になってくる。事実、ヴィクトリア期を見れば、産業革命の進展するさなかにあつてなお、大所領はイングリランド経済における最大級の事業体であつた。状況はもはや地主のアマチュア的経営の範囲を超え、個人的な単独管理は次第に重荷と化して、ますます専門的な管理人の需要が高まつた。⁽³⁾ 一九世紀半ばには、当時の農政通たるジェームズ・ケアードが、

「すべての大所領にあつて、適切な資質をそなえた管理人 (agent or steward) の選定は決定的に重要なことである」と主張するまでに至つた。⁽⁴⁾ 一八世紀から一九世紀前期にかけての時期が所領管理のうえでも、管理人職の発達過程に照らしても、きわめて重大な段階だったことは間違いなさそうである。

そこで筆者は本稿において、この時期に所領管理を託された者とその雇用形態、業務内容等の具体的な実態に迫るべく、あえて一人の人物の経歴と実務、そして著述に着目したい。一八世紀後期および一九世紀初頭に活躍したナサニエル・ケント (一七三七—一八一〇年) といえば、まず『地主ジェントルマンへの指針』の著者、つまり農業著述家・指導者として知られる。だが、農学史上の彼の位置づけを論ずることが本稿の目的ではない。むしろ注目すべきは、ケントが土地の価値算定に通じた所領管理のエキスパートであり、これこそ彼の本業、かつ収入源にほかならなかつた点にある。したがって、ここでは概ね所領管理に深くかかわる彼の発言と、実地での業績を踏まえ、当時の所領管理の具体像並びに管理人像の一端を整理していく。ただし、ナサニエル・ケントの職務は当時の所領管理業務の実状を知る重要な参考に

はなるが、必ずしもその平均値ではない。この点、予め明確にしておく必要がある。また筆者としては、たった一人のケースをとり上げて当時の所領管理人の全貌を断ずる意図も毛頭ない。ただ、このユニークな人物の軌跡を掘り下げ、また可能な限り同時代およびそれ以降の同業者の事例と対比させつつ論ずるのは多少とも意味ある作業と思われる。筆者は本稿を、所領管理が確固たる専門職と化していくいわば発達史を考える際の、一つのささやかな手がかりとしたいのである。

二 ナサニエル・ケントの経歴⁽⁵⁾

ナサニエル・ケントは、一七三七年、ハンプシヤのペントン・ミュージーで、アンブローズ・ケントの子として生まれた。ケント家については、ナサニエルの兄と思われるアンブローズ（父と同名）がオクスフォード大学へ進み、モードリン・コレジのフェロー兼会計職に任ぜられたこと以外、家業や財産規模など一切が不明で、恐らく長子がこうした職種を選べる程度の経済的余裕はあったと推察されるのみである。長子でないナサニエルは早くから実社会に身を投じ、一七五〇年代半ばより、ポーツマス市で海軍造船所の書記や、艦隊後衛司令官だった

ギアリー提督づきの秘書を務めた後、六三年から六五年にかけて、ブリュッセル駐在イングランド全権公使、サー・ジェイムズ・ポーターの秘書として大陸へ渡った。この間、彼は勘定書の清算ほか、広く雇主の実務を代行するかたわら、オーストリア領ネーデルラントにあつて、先進的ないわゆるフランドル農法に強く関心を寄せ、つぶさに観察した模様である。とはいえ一体に、行政府の下級秘書職はその部局を問わず、概ね薄給、かつ身分も安定せず、しばしば上官の私的な従者に過ぎなかった。

一七六六年、ケントは空しく帰国する。ところが思いがけないことに、当時の農業先進地帯であるネーデルラントに滞在していた彼の経験が、庶民院議長サー・ジョン・カストの注目するところとなり、彼はカストのためフランドル農法の説明書を作成する機会に恵まれた。実際、ケントがヨーロッパ最高と評し、その知識や見聞を誇りとしたフランドルの農業方式は後の彼の所論や実践に大きな影響を及ぼしている。しかし、まだ農業の専門家とはいいい難い時期の彼に、この種の依頼が舞い込むこと自体、当時のイングランドに浸透していた農業改良熱と無関係ではなかったろう。ともあれ、カストに加え、著名な海軍提督アンスン男の兄でノーフォークの地主、

リッチフィールド選出の庶民院議員だったトマス・アン
スらの知己・後援を得て、ケントは農業指導者として
立つことになった。

一七七〇年以前からミドルセクスのフーラムに賃借権
で自宅(コールシル・コテイジ)を持ち、また七〇年頃、
当初からの顧客の一人だったアンスンよりノーフォーク
のヘヴィンガム教区の邸宅(リポン・ホール)にも居住
を許され、ケントはこれらを拠点に農業改良・指導のみ
ならず、多岐にわたる関連分野へ乗り出していった。彼
が、あるいは後に組織したパートナーシップが請け負っ
た業務内容を大別すれば、所有地の見積り評価・設計配
置、全般的な管理運営、そして不動産売買の仲介、以上
の三点に及ぶ。また顧客層を見ると広い人脈を反映し、
貴族級の大土地所有者が大部分を占めた。こうした豊富
な個人的経験の蓄積を活かして一七七五年に刊行された
のが、代表的著作となる『地主ジェントルマンへの指
針』(以下、『…指針』と略記)である。

一七九〇年より少し前、ケントはロンドン、チェアリ
ング・クロス五番地のクレイグズ・コートに事務所を開
設し、ジョン・クラリッジ、甥のウィリアム・ピアース
とともにケント・クラリッジ・アンド・ピアース・カン

パニーと称する共同事業を創立、主宰していた。クラ
リッジはその後独立して、一八〇四年以降にはケントの
長男チャールズが加わっている。⁽⁷⁾一七九〇年代、ケン
ト・アンド・カンパニーの業務内容や顧客、担当地域を
見ると、彼の単独事業だった時よりも明らかに拡大し、
遠くヨークシャのエグルモント伯領や、また王室宮内官
ハーコート提督の要請により、リッチモンドとウィン
ザーの王領地の統括管理まで手がけるに至った。王領農
地では、耕地の拡大やエンクロージャ、フランドル式お
よびノーフォーク式輪作の導入、畜産・農機具ほかの実
験に一定の成果を上げている。

農業指導者・著述家、所領管理のエキスパートたるケ
ントの名声は漸次、世に広まるところとなった。まず、
「技術、製造、商業に関する協会 (Society of Arts,
Manufactures and Commerce)」のメンバーとして迎えら
れ、一七九三年には『…指針』の増補版を刊行する。ま
た「農業改良会 (Board of Agriculture)」の発足にとも
ない、各州農事報告書のうちノーフォークを担当するよ
う委嘱され、この報告書に若干の改訂を加えて発行した
のが一七九六年刊の『ノーフォーク州農業概観』(以下、
『…概観』と略記)である。一八〇一年、オーフォード

伯領の見積り評価を手がけた際、ケントは議会制定法のなかで「著名な土地測量・査定士 (Land Surveyor)」と記載されるまでになった。一八〇八年三月には、ホーカムのトマス・ウィリアム・クックが議長を務めたノー

フォーク農業協会の総会で、「土地の測量・査定士 (surveyor of land) という職業 (profession) にあつて、地主と借地人の間に立ち、彼が示した誠実や公平、さらに農業利益への偏りなく正直な献身に対し」、顕彰されてもいる。死去したのはそれから約二年半後、一八一〇年一〇月のことである。「著名な土地管理人 (land agent) ナサニエル・ケント氏」の逝去を伝えた翌年、『ジェントルマンズ・マガジン』誌は最大級の讃辞を呈している。曰く、「故ケント氏ほど自国の農業に多大な貢献をした専門家 (Professional man) がかつてなかったことは、万人の認めるところである」。一八世紀後期イングランドで当時なお基幹産業だった農業に身を置き、幅広い所領業務の第一人者として、彼は成功裡に生涯を終えたのであった。

三 業務内容、および基本的方針

一七八八年七月一二日、ナサニエル・ケントは、バツ

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

キングダムシヤ、シャードウルーズの地主ウィリアム・ドレイクへ宛てて、本拠のバツキングダムシヤのほか少なくとも三州に散在するドレイク家領の一括管理を請け負う際の条件を、次のように書き送っている。

「測量、見積り評価、設計・段取り (arranging)、契約条項 (covenants) の策定、および可能な最良の条件による不動産の新規賃貸。以上に関し、現地出張が一回で済む場合は契約した地代金額一ポンドにつき六ペンス、二回の現地出張を要する場合には一ポンドにつき一シリングを申し受けます。これは私と同じ職業のすべての者 (all men in my profession) が遵守している定則です。つまり上記の条件で、所領を良好な財政状態に仕上げ、恒久的に使用できる登記・会計簿 (Family Register) を作成することになります。

貴下のビジネスに対する当方の継続的な監督業務、すなわち貴領の管理人 (steward) とともに会計簿の一切を監査および検査し、貴下が過誤や無用な出費による被害に会わぬよう目を据え、必要な伝達文書を代行・所管し、各種送金が遺漏なく会計簿に記載されるべく監視をおこない、さらに契約、売買契約および売却 (contracts, bargain, and sales) の全てを監督するといつ

た諸業務への報酬として、年間一〇〇ポンドを請求します。ただしこれは役務がロンドンの貴下の屋敷かクレイグズ・コート⁽⁹⁾の当方事務所⁽¹⁰⁾で処理された場合です。……臨時の出張を要する時は、日当一ギニーと出張中の諸経費を申し受けます。

取り結ぶべき賃貸契約をお持ちでしたら、それも通常の条件で当方へ委託して下さいを希望します。その際、上記以外の報酬の類を要求、受領することは一切ありません。」

この時期はケントがロンドンに事務所を構えて間もない頃であり、上記の書簡が、以後の業務の概要と基本姿勢を語っているのは疑いない。土地の見積り評価・賃貸契約の策定、実際の管理・監督という二種類の役務が、ここにそれぞれ区別して説明されている。やがて事業の発展につれ、土地売買の仲介という新たな分野が加わってくる。もとより、これら三つの業務はきわめて密接に関連していた。ただ、以下の議論では便宜上、三分野をあえて区分したうえで、専門業者たるケントの活動内容および基本方針を概観しようと思う。

(1) 土地の見積り評価および設計配置、賃貸契約の策定

新規の顧客を得た場合、所領を検分し、どれだけ収入が見込めるか具体的数値を示す作業、つまり測量・査定(survey)、見積り評価(valuation)、もしくは評価見直し(revaluation)というプロセスがしばしば不可欠となる。例えば一七七四年末、ケントが単独でグロスターシャ、ハードウィック伯領の一部について、またパートナーシップ発足後の一七九一年と九五年にはカンパニーがノーフォーク、ホークカム在、クック家領の農地につき、それぞれ見積り評価を⁽¹¹⁾実行している。九六年から七年にかけて、ヨークシャ、エグルモント伯領の評価見直しを主に担当したのはジョン・クラリッジであった。検分の結果、カンパニーは当地の地代額を実勢から見て不相当とし、四割以上の引上げ査定に成功、また原則三年期限の借地権を設定する一方、借地人と小屋住みの人数削減に踏み切った。⁽¹²⁾この種の作業を組織的に進めていく際、カンパニーの周辺に下部スタッフや協力者が相当数、存在しても不自然ではない。事実、確認しうる限りでは彼らと何らかの提携関係にあった人物が六名を数え、例えばクロウヴァーなる者は測定・検分の後の製図作成に協力

し、G・F・スインはケントの晩年に諸事務や評価実務ほかを代行していたらしい。⁽¹³⁾それから、さして重要でない見積りの場合、業務の一部を地元の取次ぎ人に下請けさせることもあったようだ。⁽¹⁴⁾

すでにいくつかの所領管理を手がけ、カンパニーの運営も軌道に乗りはじめた一七九六年、ケントは『：指針』増補版の追加節、「補足的な指針」のなかでこう記している。「他の専門家 (professional men) と同様、私も顧客の方々に提供したサーヴィスに応じて、金銭上の報酬 (Pecuniary reward) を受けとってきた。とはいえ、……私としては土地の価値評価を算定するにあたり、地主と借地人の間に立って、いつも双方の共通の盟友、……誠実な証人として振る舞ってきたつもりである」⁽¹⁵⁾。また一八〇八年のノーフォーク農業協会総会でも、顕彰に答え、「私は現在、見積り人 (land-valuer) として大きな所領に雇われておりますが、自分がその任にあることの良心を満たすことなく、この職務を引き受けはしなかつたと自負する次第です」と語り、雇主から委ねられた対象物について妥当と考える額を割り当てることにより、自分はそのジェントルマンの財産評価を任せてもらうことになるのだ、と述懐した。⁽¹⁶⁾ドレイク宛て書簡と

もに、ここには一つの独立した職業人としての認識と、その第一人者たる自負が読みとれ、それを支えた根拠の一つが、土地評価業務に発揮されるケントの見積り人 (valuer) としての手腕だったことは間違いあるまい。

見積り評価には当然、所領の内部構成を合理的かつ収益の見込めるよう設計・配置する作業が付随しており、種々の改良計画もこの段階で構想されたはずである。結局のところ、一連の作業の最終目的といえは、再編成による所領の価値、収入額の増加にほかならない。近隣の整理統合、排水事業も含め、地代の顕著な増収を達成したのが、見積り評価にともない一七七五年から六年にかけて農地配分・査定の見直しや再編成全般を自ら手がけたハードウィック伯領である。⁽¹⁷⁾以上述べた見積り評価、設計配置およびその改善といった領域は、農業エキスパートの立場ともうまく合致したケントの得意分野と考えられる。

所領管理を請け負ううえでもう一つ重大な、かつケントの精通したテーマが、ドレイク宛て書簡にも強調されている通り、借地人との賃貸借契約 (T lease) の策定であった。アーサー・ヤングら、⁽¹⁸⁾当時の農業著述家の例にもれず、ケントは所領の最適な営農のため、賃貸契約の

存在と効果を重視している。彼によれば賃貸契約こそ農業に与えることのできるもっとも合理的な奨励手段にほかならず、その根拠として強調されているのは、まず営農意欲や資本を十分にそなえた借地人を誘致し、彼らに安堵を与えることができる点。だが、より重要なのは賃貸契約の条項を通じ、地主が借地人に自ら望む改良の實行を促し、地代の増収を期するという側面であった。例えば、定期賃借権の付与が慣習として広まっていた東部諸州の場合、農業の経営基盤が定着し、最近五〇年の間に評価額の倍増した所領も多いが、もし賃貸契約がなかったら、実現された収入増の三分の一も達成できなかったろう、と彼は主張する⁽¹⁹⁾。賃貸契約条項を梃子として借地人を改良事業へ駆り立てた事例は、ケントの場合、早くも一七七〇年代、グロスターシャーおよびウースターシャーでサー・チャールズ・コックス領の管理を引き受けた際に明らかである。すなわち、生け垣となる低木を材木用に植林する目的で、農地の占有者の各自に対し、年間地代一〇ポンドごとに一本、毎年木を植えて保護すべき旨の規定を賃貸契約へ書き込んだ。彼の試算では、かかる措置により通常の二一年契約が満了する頃、年間地代額一、〇〇〇ポンドの所領で二、一〇〇本の材木が確

保され、結果として二八八ポンド一五シリング相当の収益が見込まれるという⁽²⁰⁾。

農業改良案を盛り込んだ賃貸契約の実例として重要なものは、ノーフォークのクック家領を手がけた時のものである。ケントがまず注目したのは、耕地化のため施肥として泥灰土を入れるマーリング (marling) の実施に果たす契約の効力であった。彼は、賃貸契約がなければマーリングは着手できず、現在の三分の一の面積も耕地化されなかったろう、と推測する。当時、すでにマーリングの費用が借地人負担となっていたから、この点で賃貸条項の策定は大きな意味を持っていたといえる⁽²¹⁾。またクック家の本拠ホークカムでは、一七八〇年代頃から農地の賃貸交渉を外部業者 (agent) が請け負っていた。ケントのカンパニーもこの時期、賃貸契約の取決めについて当地の借地農と交渉しており、例えば一七九一年二月一二日、ケントはロンガム・ホール農地の賃貸に関し賃借人トマス・ヘイスティングズとの合意書に署名した。書式は印刷活字体の本文に加え、日時と当事者の氏名がインクで記入されたもので、ケントをはじめとする見積り人 (valuer) の間に当時普及していた形式と考えられる。この契約書の諸条項が『概観』巻末に再現されて

いるが、着目すべきは借地人が遵守すべき輪作方式として、二一年の賃貸期間を通じ可能な限り耕地全体を六交替、それも六つの均等部分に分けておこなう作付けに従うよう明記してある点だろう。その手順だが、第一にカブ、または羊の食むソラマメ、第二に春作穀物、第三と第四に耕地牧草 (Ley)、第五に小麦、第六に春作穀物、以上の六輪作が原則とされた。一八世紀末の段階でクック家領の賃貸契約一般が、多少のヴァリエーションはあるにせよ、概ねケントの記載するこのシステムを基準としていた事実は意味深い。⁽²²⁾

さらに上記条項によると、借地人は契約期間中、必要とあらば相応の代替地を得て土地交換に応じる義務も負った模様だ。⁽²³⁾ 少なくともこうしたケースだけを見る限り、賃貸契約条項に地主が想定する営農の標準を盛り込むことは可能であつて、それらが借地人の行動に影響を与え、改良を進めていく重要な手がかりの一つだつたと推定するのは不合理ではない。その実務を担つたのが、当時のホーカムではケントのような業者であつた。彼がホーカム所領のめざましい収入増を語り、これに比べ同じノーフォークでも賃貸契約のない大所領にあつては地代が最低二割目減りしていると警告し、一部の地主に契

約嫌いの風潮が根強いことを承知しつつも、賃貸契約を支持する論拠は非常に強固と言い切つた背景には、まさしく、第一線での豊富な実績があつたといわねばならない。同時に、「適切な契約条項を提案したり借地人の不服従を抑え込むことにかけては、この種の業務経験が乏しいと思われる法律家より有能⁽²⁵⁾」との自負や、ドレイク宛て書簡の文面からは、賃貸管理に強い自信を持つ専門家としての意識が感じられる。

(2) 複数所領の全般的な管理

元来、ナサニエル・ケントが『指針』を発刊した目的は、土地所有者たるジェントルマンに所領経営の適切な判断能力を身につけさせることで、その前提といえは農業の知識以外にない。彼の主張によれば、それはジェントルマンの修得しうるもつとも有益な学問 (science) であり、かつ私的財産および公益の増大に資するものだから、地主が農業の諸分野に精通し自領を有効活用することは自らの利得というばかりでなく、彼ら固有の責務でもあつた。⁽²⁶⁾ 「ノブレス・オブリージ」を基調とするこの種の農本主義的社会観を理想に置きながら、ケントは多数に及ぶ所領の広範な管理業務を実践していたものと思われる。

前記書簡の文面からも明らか通り、彼は見積り評価や設計配置、賃貸契約の策定とともに、実際の所領管理や監査も併せ請け負うことが多かった。もちろん、所領ごとに扱う内容は多少とも異なり、またそこに彼の立場の特性もあるのだが、さしあたり彼およびカンパニーの実行した業務を、バックボーンとなる構想・方針も交えつつ項目的に述べたい。

エンクロージャ奨励と小農地主義 クック家領の賃

貸契約や、『…指針』初版の記述からも明らかだが、ケントはフランドルの八輪作、ないしノーフォークの六輪作にもとづく新農法を推奨した。彼にとりノーフォークに見られるカブの導入は、イングランドでおこなわれているどの方式よりもネーデルラントのそれに近いものであった。⁽²⁷⁾この種の輪作や、建物の設営、排水、地片の統合といった諸改良を実現する条件として、彼が強く提唱したのがエンクロージャにほかならない。これは概ね、ヤング、ウィリアム・マーシャルほか、当時の代表的な論者の主張でもある。⁽²⁸⁾ケントの予測では、エンクロージャと適切な輪作により、同じ土壌でも数年後に収益が倍増する。⁽²⁹⁾王領地で実行された輪作と排水に荒地や共有地の耕地化が深く関与していたごとく、確たる言及こそ

ないものの、クック家領ほかの改良事業に彼の企画・指揮するエンクロージャが無関係だったとは考えにくい。

また彼の論によれば、『…指針』増補版や『…概観』執筆時のイングランドの人口を五〇年前に比較すると約三分の一の増加を見ているが、主たる要因はエンクロージャにあるという。その例証とされるのが、一七七〇年頃から単独で監督したウインダム家領、ノリッジのフェルブリッグ教区である。当地の場合、一七七一年まで総面積一、三〇〇エーカーのうち、囲い込み地はわずか四〇〇エーカー、森林地が一〇〇エーカー、共同耕地四〇〇エーカー、共有地ないしヒース荒地四〇〇エーカー、人口も概ね一二〇名強にとどまっていた。ところが共同耕地がすべて囲い込まれ、共有地・ヒース荒地も大半が耕地化、あるいは植林された結果、一七九〇年代前半の人口は一七四名にまで増加し、収量も拡大を見た。同じ頃エンクロージャが実施されなかつた近隣のウェイバーン教区に人口増の兆しをまったく見出せぬことから、彼は人口および収益の増加に果たすエンクロージャの実効性を強調するのである。⁽³⁰⁾こうした立場のケントが、エンクロージャ実施を容易にすべく、関連する議会制定法の一本化や、認可手続きの簡素化、法案申請時の納付金

(Fee) ほか費用負担の軽減を訴えているのは当然の仕儀といえよう。⁽³¹⁾

しかし反面、ケントは『…指針』初版刊行の段階で、貪欲な大農経営による五〇年来の小農地の解体、併呑や買占めといった事態を深く憂慮し、むしろ農地規模が多様で概ね小規模、三〇―一六〇エーカーの範囲内であることを理想的形態と見た。⁽³²⁾この点、彼の立場はヤングやマーシャルらときわめて対照的⁽³³⁾で、そこには二つの基本理念がうかがえる。第一は、小農地を中心とするフランドルの影響と、独立した小農という存在に対する郷愁である。第二に、農村社会の全体的な利益ないし調和という見地からも、小農地制が推奨された。十分な資本を持つ営農家以外に賃借不可能な大農地と違い、この種の土地は多くの世帯に生活基盤を与える。彼の試算では年間地代額一、〇〇〇ポンド級の所領の場合、適切に配分すれば一六世帯を扶養できるのに、現実には大部分がその三分の一も養っていない。このような場が解体されれば、生計の立たなくなった小農は労働者へ転ずるか、あるいは教区の慈悲にすぎるほかになく、小屋住み労働者は日常的な食糧を廉価で買う機会が失われ、これもまた早晩、救貧の対象と化してしまう。結果として人口が激減し、

今や所領の負担する救貧税は耐え難いほど増大している。つまるところ大農地制は、貪欲な大借地農 (an over-grown, rapacious farmer) を除く農村のいかなる階層にとつても不利益、というのが彼の説いてやまない要諦であつた。⁽³⁴⁾

エンクロージャを奨励しつつも、ケントが小農地制に固執した点は確かに奇妙な矛盾をはらんでいた。この問題は、実は後述の小屋住み労働者対策と深く関連している。また複数の所領管理を請け負う彼の立場から見れば、救貧税の急増という地主にとって深刻な現状を打開しようとする根本策でもあつたらう。だがそれは恐らく、一つの理想を述べたものに過ぎず、個々の所領管理のレヴェルで組織的に実行された形跡は見出しにくい。

排水・築堤事業 彼が関与したプロジェクトのうち、エンクロージャに匹敵するほど大規模な事業としては、一七六〇年代末、カスト家ほかの要請で実施されたリンコンシャ、ボストン周辺の沼沢地の干拓・排水がある。すなわち彼の助言により、時価総額二〇万ポンド相当の土地を海から保護するべく、海沿いの湿地に堤防が築かれた。『…指針』のなかで、排水は湿り気の多い土地に適用しうる第一の改良策と強調した時、彼が単なる理想

論を述べているのでないことは明らかである。⁽³⁵⁾ だが、当時はケントの農業専門家としての手腕がまだ未熟で、アンスン家のため手がけたとされるヤーマスの土地開発同様、この干拓・排水事業の細部や彼自身の果たした具体的な役割に関しては、なお不明確な点が多い。⁽³⁶⁾

木材および農産物の販売 地主の収入が必ずしも農業地代だけでないことは、この時期となれば当然の認識といえた。所領の産物、例えば各種農産品や鉱工業資源は地主にとって貴重な副収入源を構成する。ドレイク宛て書簡にも言及されているごとく、ケントの請け負ったのは主に木材と農産物の販売およびその監督であった。例えば一七九〇年代にウインザーの王領農地でケントが、また九〇年代末にエグルモント伯領でカンパニー、主としてクラリッジがおこなった管理業務に、この種の項目が含まれている。⁽³⁷⁾

借地人との交渉 借地人の行動規制、および新農法、改良等への誘導に果たす賃貸条項の役割をケントが重視していたことについては、すでに触れた。だが借地人の統制がそれだけで片づくような単純事ではなかった現実は容易に想像できよう。そこで彼が『…指針』ほかの著作で注意を喚起している点のうち、着目すべきものを例示

する。第一は修繕費の負担について。彼の論では、農業用建物の修繕は概ね地主の費用で実施されているが、負担額が非常に大きく、所領収入の一割を下らない。⁽³⁸⁾ そこでこの問題の対応策として、ノーフォーク、トマス・アンスン領の管理を自ら手がけた時の方式が紹介されている。すなわち、地主は借地人に対し、相応の住居と修繕に必要な資材を無料で提供するが、修繕に雇った労働者の賃金については年間地代の六パーセントを限度として両方で折半し、六パーセントを超えた分は全額地主の負担とする。要するに地代の三パーセント相当の修繕費を、借地人も支払う方式である。結果として地主の修繕費が節約されるのみならず、借地人にとっても自らの建物の保全に関心を寄せることで応分のメリットがある、と彼は強調している。⁽³⁹⁾ 第二は地主の獵場 (game) に関して。つまり獵場の保護のため、地主が借地人の侵犯行為に処罰を科さざるをえない場合でも、寛大かつ穏和に処すべきである、とする。この点でもまた、強固な立場にある地主に対し、彼らに依存する農村階層の福利増進という道義的義務をケントは力説してやまない。⁽⁴⁰⁾

借地人から地代を遅滞なく徴収することは、いうまでもなく所領経営の必須条件であった。ケントおよび彼の

カンパニーの場合、実際の集金は概ね所領づきの在地管理人に委ねていたようだ。しかしサー・チャールズ・コックス領では一七七五年四月にケント自身がウースターシャマで赴いて地代の徴収にあたっているし、一七九〇年代末よりエグルモント伯領を管理した際、地代未納者に対しクラリッジが二ギニーの前貸しをおこない、伯の会計士 (auditor) に見咎められたケースもある。⁽⁴¹⁾

これらの事例は明らかに、要請さえあればケントやパートナーが地代の集金業務にも従事したことを物語っている。

会計監査

ケントないしカンパニーの専門といえ、むしろ所領全体にかかわる収支会計の検査・監督だったと推定される。彼がこの業務に通じていたことはドレイク宛て書簡の後半部分にきわめて明白であり、実際、例えばエグルモント伯領の運営の際には、クラリッジが中心となって在地の会計士と手形の払い込みを監査し、ウインザーの王領農地に関しても、一八〇一年の秋頃までカンパニーが財政面の管理を引き受けていた。⁽⁴²⁾

選挙運動

地主家系の者が庶民院議員選挙に立候補する時、選挙権を持つ借地人らの支持を確実にすること、また、所領づき管理人の任務の一つであった。外部の

業者とはいえ、ケントもアンスン家やウインダム家の選挙運動に若干関与した模様だ。一七八九年頃、彼はかつてアンスン家のため土地開発を手がけたヤーマス市から、同家の者が庶民院議員に当選する可能性を請け合った。また一七九〇年と一八〇六年の総選挙の際、彼はそれぞれノリッジ市、ノーフォーク州から立候補したウィリアム・ウインダムの選挙運動を手伝い、雇主から「貴殿とご子息の投票や尽力」に感謝が表明されている。⁽⁴³⁾

報酬

以上のような多岐にわたる業務を請け負うケントの側の条件はどうであったか。原則としてケントやパートナーたちは、主にロンドンから管理を託された複数の所領へ出張して、現地の管理人と協力したり、あるいは彼らの指揮・監督にあたった。カンパニー発足後とはとりわけ、実務の大部分がクレイグズ・コート事務所でこなわれたらしく、それゆえ彼らはしばしば過密スケジュールを強いられた。ドレイク宛て書簡を見る限り、彼はまず管理以前の見積り評価、設計配置、賃貸業務一切につき、契約地代額を基準として、出張一回の場合で二・五パーセント、二回で五パーセントを請求している。いかにも出張負担の重さが察せられる設定であり、これを彼は同業者の相場と述べているが、当時ケントはす

に『：指針』の著者として名声を獲得し、自前の条件が提示できる立場にあつたとも考えられる。⁽⁴⁴⁾ 全般的な管理実務を請け負うとなれば、当然、所領ごとの状況によつて条件も若干異なるであろう。ただ書簡にあるドレイク家領の場合、年間管理料一〇〇ポンドという額は経費差引き後の地代総額の一パーセントを下回つたようで、すべての業務をロンドンで遂行し、出張時には旅費と特別報酬を請求する条件つきとはいへ、かなり控えめな提示と思われ⁽⁴⁵⁾。一方、ケント・アンド・カンパニーが一七九〇年代末から請け負つたヨークシャ、エグルモント伯領の場合、彼らはその見積り料・管理料として確定地代額または正味収入額の三・五パーセントを請求しており、P・ホーンはこれが彼らの慣習的なレートと推定⁽⁴⁶⁾する。いずれにせよ彼らの受けとつたのが固定給 (salary) ではなく、歩合制にもとづく報酬・手数料 (fee) だったことは見逃せない事実といえよう。

(3) 土地の売買仲介

一八世紀末といえ、土地保有条件および資産形態の多様化が定着していた。そうしたなかでケントは、動産を公債に替えるのと同じくらい自由に土地の移動がなされることこそ、公益に寄与すると考えた。しかし売買に

正確な基準を欠くため所領の取引がほとんど概算で処理されている実状に鑑み、便宜的な目安として、公債、抵当、単純封土権、コピーホールド、任意的コピーホールドの利回りをそれぞれ設定し、土地売買を手がける実務家 (man of business) の参照に供している。⁽⁴⁷⁾ 後に続く『：指針』増補版の記述は引用するだけの意味があるろう。「しかし状況がひどく複雑な場合は、より立ち入つた計算を必要とすることがある。そのような際、頼れそうな人たちがロンドンには数多い。……この場を借り、次のように述べることはあながち不適當とは思われないと信ずる。つまり私はクレイグズ・コートに不動産 (Landed Property) を扱う事務所を設立した。ここでは売買対象となる土地が査定・評価され、売買条件にかかわるどんな部類の見積り (calculations) も適切な条件で作成される。またその時の条件は業務の着手に先立つて必ず本人に伝えられる⁽⁴⁸⁾」。この自己宣伝めいた文言から推測されるのは、ケントのロンドンにおける事務所設立とパートナーシップの発足が、土地の売買仲介という分野とかかわっていたらしい事実、そして彼が土地の見積り評価の関連業務、ないしその自然な延長として売買仲介を念頭に置いていたことである。ただし、ケントに

とって売買や取引の業務は必ずしも未知の分野ではなかつたろう。なぜなら彼は木材とか農産物の仕入れや販売に従事、またはそれを監督し、エンクロージャに際しては土地の整理統合を、さらに雇主の要請で土地交換や有利な売却をも幅広く実行していたからである。⁽⁴⁹⁾彼の認識のうえでは土地の売買仲介は恐らく、時のたつにつれて見積り評価、全般的管理という既述の二分野とほとんど不可分なものになっていった。とはいえケントが現実におこなった純然たる売買仲介は、確認される限りでは市街地の若干例にとどまる。例えば一八〇〇年にフーラム、ノース・エンドの土地の処分立ち合い、数年後にもカンパニーが、やはりフーラムの土地の賃借権をめぐる売買交渉に、ロンドン金細工師組合とともに手広く関与した。⁽⁵⁰⁾

ドレイク宛て書簡と『指針』増補版の記述のなかでもう一つ注目すべきは同業者への言及であろう。いずれも土地の査定・評価に従事する専門業者の存在を明言し、とりわけ後者では、自分同様、ロンドンを拠点に土地取引を扱う実務家が多数、営業していたことを暗示する。当時の所領管理業務およびその周辺の実状を考える際、これは傾聴すべき一つの証言と見てさし支えあるまい。

また一八世紀以降には、測量・査定士 (surveyor) が報酬・手数料制にもとづき土地の査定・評価から管理業務へ進出し、同時に土地取引の増大や取引技量の専門化に対応して競売市場の発達を見、競売人 (auctioneer) と測量・査定士、見積り人、不動産仲介業者 (estate agent) の特性が相互に結びつく傾向にあった。すなわち業務の専門分化と参入業者の増大、請け負う分野の一括・拡大は、ほぼ同時に進行していた。⁽⁵¹⁾農業エキスパートたるケントが土地の見積り評価や管理のみならず売買仲介にまで手を上げたのはこうした時代趨勢の一つの現われでもある。その点で、一九世紀早々に彼がウィリアム・ウインダムと土地評価や売却について議論した際、競売制度の存在を示唆し、⁽⁵²⁾さらに晩年以降、カンパニーの下請け業務を担当した前記 G・F・スインが競売人だった事実⁽⁵³⁾は意味深い。競売の知識に通じ、かつその専門家を抱えた時、ケントのカンパニーは、競売市場を介した土地取引にも即応できる態勢にあったと想像されるからである。

四 小屋住み労働者をめぐって

すでに指摘したごとく、とりわけ所領管理に関連して

ケントは固有の労働者観、およびそれに立脚する労務対策の方針を示し、自らもそれを実践しようと努めた。そもそも彼の言う「カントリー・ビジネス」を地主が推進していくに際して望まれる姿勢とは、農村社会の全体的な融和をはかることにほかならず、それゆえ借地人との関係に劣らず重要なのが、最底辺の立場にある弱体な小屋住み労働者の保護育成であった。彼によれば地主、借地人、労働者は相互補完的な利害を共有し、その均衡が公正に保たれねばならない。また元来、所領は耕作する人手がなければ無価値だから、労働者こそ社会のもつとも有用な構成員の一つであり、したがって労働者の待遇改善と自立をはかることがジェントルマンの責務とされた。⁽⁵⁴⁾以下、この問題に関し彼の想定した具体策と実践例を二、三挙げて見よう。

まず、労働者の住居である小屋を堅固に改善・整備し、廉価な家賃で供すること。ケントはわざわざ、『…指針』巻末に小屋のモデル設計図と、建築資材の数量そして費用を詳細に示している。⁽⁵⁵⁾小屋の新規建築は地主がおこなひ、年間の家賃として建築費の四パーセント程度を徴収する。さらに貸出し期間に関し、いわゆる三世代賃貸契約のシステムが提案された。例えば年間およそ四〇シリ

ングの収入が見込まれる小屋につき、一〇ないし一二ポンドを超えない権利金 (fine) と、年間半クラウンを超えない少額の免役地代 (quit-rent) を徴収したうえで、二代目からは一年分の時価である四〇シリングだけを更新料として請求、以後一世代ずつ期間を加えていく。この方式を採ると地主の手にする家賃は中間徴収者を介した場合より下回るが、そっくり自己収入として確保され、しかも人手に不足しないので所領全体をくまなく活用できる。一方、小屋住みの側は家族の居住財産を保証され、余暇に小屋の修繕も可能。以上のシステムを、彼はすでにサー・リチャード・コックス領ほか初期の所領管理活動で実行しており、『…指針』の記載によれば、結果として当地の小屋住みの権利金負担は、あたかも他の地主への模範といえるほど低廉になった。⁽⁵⁶⁾

次に重要なのは食糧の安定確保のため、労働者に便宜をはかること。ケントが唱える小農地主義は実にこの点と深く関係していた。小農地の多い場合、労働者が教区内でミルクやバターほか、日用品な雑品を安く入手するのは容易であった。ところが彼によれば大農経営者の念頭には、その種の品物を小売りしようとする考えなどなく、小売り人はすべて町へ出荷してしまい、労働者は業

者から割高な食品を買い込まねばならない⁽⁵⁷⁾。対策として彼は小屋に付属する半エーカー程度の菜園、可能ならば三エーカー内外の牧草地からなる地片を、借地人に貸しているのとはほぼ同率の地代で労働者へ直貸ししよう訴えている⁽⁵⁸⁾。その狙いだが、第一に野菜や果物の栽培、乳牛や豚のそれぞれ一頭程度の飼育を可能にし、労働者の自活を促す点、第二は法外な地代による借地農の又貸しを抑制する点にある。さらにパン用小麦粉の市価がひどく高値である時は、地主や借地農が極力、労働者に廉価で頒布すべきであるとされた。「人間の奉公人が動物のそれと同等のもてなしを受けるのは当然のことだ。営農家は馬にやるからす麦が高値だからといって量を減らしたりしない⁽⁵⁹⁾」。

労働者の食糧確保策もまた、ケントの場合、實際行動に支えられていた。例えばカンパニーが管理を請け負ったエグルモント伯領では、大農地から数エーカーを供出させ、あるいは一二の農地から一つを切り離すことにより、小屋住み農の大部分が乳牛を飼えるようにしたし、自ら手がけたハードウィク伯領で試みたのは、家と庭づきで年地代一ポンド五シリングだった支払い条件を倍にして、その代わり果樹園を小屋住み農に与え、果樹栽培

と乳牛飼育を奨励するというものであった。食糧の頒布に關しても、ウインザーの王領農地を管理した一七九一年、水車小屋の建設により、小麦粉を市価より少なくとも二割安く供給することが可能になり、また一七九五年の飢饉にあたっては、当地の労働者に対し、賃金の一部を小麦粉の現物で受けとれるよう配慮してもいる⁽⁶⁰⁾。

そして当然、労賃の引上げが急務とされた。労働者窮乏の根本原因は、ケントによれば地代や農産価格の上昇に比べ、賃金の増加率はるかに小さいことであつた。そこで地代や食品価格とほぼ同じくらいまで労賃の上昇率を高め、仮に日給一八ペンスとすれば、労働者家族は最低の衣服を身につけ、粗末な肉も食べられるようになる。自然の法や人間性の絆という見地から、この程度の暮しは保証されて然るべきと彼は説く⁽⁶¹⁾。ただ、請け負つた所領で現実にどれくらい労賃が引き上げられたか、裏づけとなる実例は見当たらない。いずれにせよ、ケントは労働者を取りまく悲惨な状況を打開すべく、財産あるジェントルマンに対し、上述の諸策を強く勧告した。このような方針もまた「カントリー・ビジネス」の重要な一環であつて、そこでは、彼の表現を借りれば「耕作する労働者の境遇が快適か、悲惨かに応じてのみ、自領地

の良否を判断」する発想さえ要求されたのである。⁽⁶²⁾

だが一方で、ケントが小屋住み労働者の自立を執拗に説く背景には、所領の負担する救貧税の増大があったことを見過ごしてはなるまい。『…指針』増補版によれば、当時、イングランドの多くの地方で修繕費および救貧税の総額が所領の年間収入の半分を超え、後者はなお一層増加しつつあった。また、救貧税負担は借地人の誘致にも悪影響を及ぼした。『…概観』に曰く、農地を借りようとする営農家にとり、今や救貧税額は真つ先に尋ねなくてはならぬ項目となっている。⁽⁶³⁾ 結局、小農地の解体にもなつて労働者の生活扶助が不可避となるにつれ、救貧税も増大するから、それを防ぐためにも既述のような保護策の実現に地主が率先垂範すべきである。以上がケントの説く図式にはほかならない。

ただ、彼は決して単なる家父長的温情主義者や救貧法礼賛者ではなく、むしろ貧民を安易に救貧院ないし労役場 (House of Industry) へ収容する施策には疑問を抱いた。『…指針』の初版段階でこそ労役場の設置に漠然たる期待を表明した彼だが、⁽⁶⁴⁾ 増補版の記述を見ると明らかに見解を変更している。『…全生涯を懸命に労働へ捧げる人々は、体力の衰えた時、強制されないとめつたに働

かぬ怠惰かつ放蕩な恥知らずとは違う処遇を受けて当然である。前者が後者と同じ住居へおし込まれるべきではない。労役場ではその区別ができないのである。⁽⁶⁵⁾」そこでケントが提唱したのは、まず第一に、当時イングランド西部の各地に発足していた一種の共済組合 (social club for mutual relief) をさらに発展させることであつた。貧民が社会献金箱へ一ペニー入れたら自らも一ペニー入れ、営農家や商工業者が一シリリング寄進すればやはり同額を寄進するというニューナム在住、二代目ハーコート伯のケースが共感をもつて紹介されている。⁽⁶⁶⁾ 第二に、若い頃の労働者から少額を積立金として徴収し、基金を設定したうえ、その運用により利息を貯めて高齢者や働けなくなった人たちへ支給する、ジョン・アクランドの老齡年金計画を強く推奨した。⁽⁶⁷⁾ 労働者のプライドが保たれ、かつ勤労意欲も失われない点を彼は何にも増して評価したのである。

小屋住み労働者の自立は、彼から見て人口増や治安の向上といった公共政策に資するものでもあつた。⁽⁶⁸⁾ 彼の基本姿勢や、以上にうかがわれる一種の社会思想は効率主義一辺倒の実務家の発想とはほど遠く、むしろこの側面こそ、画期的提言ではないにせよナサニエル・ケントの

見過ごせぬ部分の一つと思われる。下層階級の貧困や労役場 (workhouses) の効用を当然視した一時期のアーサー・ヤング⁽⁶⁹⁾とは明確に異なる独自の事業観、および彼にそれを選ばせた当時の所領管理の一面を、われわれはそこに感じとるからである。

五 ナサニエル・ケントの位置づけ

——結びもかね——

ナサニエル・ケントの経歴、請け負った業務内容、および彼の基本方針につき、『指針』の記述ほかを参照しつつ、以上に概観してきたが、それらを広く一八世紀後期の諸状況のなかでどのように位置づけ、評価すべきか。若干の所見を述べてみたい。

(1) 農業指導者、著述家として

まず彼は、フランドル式ないしノーフォーク式の輪作農法に通じた先進的な農業指導者、並びに『地主ジェントルマンへの指針』や『ノーフォーク州農業概観』といった文献の筆者であつて、本稿で関説した所領管理人たる彼の業績はかかる立場を踏まえた、実践の成果ともいふべきものである。著作を農学史上にとどめるほどの農業指導者が、所領を通じて実地体験を積んでいたこと

はしごく当然であり、事実、彼とほぼ同時代を生きた有名な農業著述者に限って見れば、例えばヤング、マーシャル、エドワード・ロレンス、トマス・ストーン等々、程度の差こそあれ、いずれも所領管理の実務を経験している。⁽⁷⁰⁾ 農業改良会へ提出された各州農事報告書の執筆者には、ケントら三名ほか多数の所領管理人が含まれているが、J・ハバカクの指摘にあるように、彼らの一部は概して改良農法の重要な普及者でもあり、まさしく「農業発展の鍵を握る者」というにふさわしかった。⁽⁷¹⁾

一八世紀の所領管理人が顕著な貢献を果たした農業関係領域として、G・E・ミンゲイは開放耕地・共有地・荒地におけるエンクロージャの実施、農地の効率規模や良好な設計・配置の実現、土地保有条件の改定と借地人の周至な選定、高度輪作の導入、土壤改良といった点を挙げて⁽⁷²⁾いる。本稿に明らかな通り、ケントはこれら諸点を著作のなかで強調、あるいは現実の業務過程で実行し、とりわけ実際の管理に先立つ見積り評価、設計配置の段階か、賃貸契約の策定時にその詳細を提示した。契約の条項がしばしば、地主や管理人の側が借地人に農業上の改良や新機軸を義務づける有効な手段たりえた事實は、ケントやカンパニーの手がけたサー・チャールズ・コッ

クス領の植林事業、クック家領のマーリングおよび広範な輪作計画等のケースから見て明白であろう。なかでも彼は当時の高度輪作の先進地帯であるノーフォークを中心に活動し、例えばクック家の所領管理に参画した。彼の策定した賃貸条項や六輪作の基本的な枠組みがホーカムの賃貸方針全体にとって大まかな模範となり、来たるべき一九世紀前半、著名な所領づき首席管理人フランシス・ブレイキーが実行し、当地の農業システムを全国的に知らしめたかの大規模改良事業に一つの前提条件を与えていたのは疑いない。⁽⁷³⁾ さらにウィンザーとリッチモンドの王領地も結果的にケントの農業エキスパートたる見識と能力を実証する、名誉ある舞台を提供したのだった。もちろん、彼が示したようなめざましい農業上の業績を、当時の所領管理人一般に当てはめるのは妥当でない。ハバカクの印象にしたがえば、改良農法の採用においてイニシアティブをとったのはむしろ借地農であり、彼らに新農法の採用を強制する手段として賃貸契約書が活用されたこともあまりない、というのが全国的傾向だったよう⁽⁷⁴⁾だ。実際、所領管理にあたった人物のうちで、ケントほど農業技術を身につけ、実績を上げたケースがきわめて少数だったことは容易に想像できる。彼が一つの所

領に専属する統括管理人ではなく、複数の所領管理を一手に引き受け、現地の管理者を外部から監督する立場を選んだのは、雇主の気まぐれに翻弄された下級秘書時代の経験に懲りて独立を確保しようとする意志が強かったためばかりでなく、一般的な所領管理人の未熟に鑑み、地域に応じた農法の助言が可能な以上、そうしたシステムの方が向いていたからであろう。その点で、一九世紀に活躍する例えばブレイキーのような存在とケントの間には、農業エキスパートとしての立場においても微妙な相違があったと考えられる。しかし、それでもケントやブレイキーほか一連のすぐれた所領管理者が一八、九世紀に進行していた農業技術改良と所領経営改革の主要な実質推進者、かつ証言者だった事実は否定できない。ケントの場合、自らおこなった幾多の大所領の管理と改良、著述活動により、なお一層の改革への道筋を指し示すことができた。⁽⁷⁵⁾つまり「農業革命」の進行それ自体に重要な貢献をなしたのである。

かくして『：指針』や『：概観』の記述も実際の所領管理業務も、大半が農業関連に限定され、ここに固有の農本主義が形成される。彼によれば、ロンドン、ノリッジ、バーミンガムほか、製造業の盛んな大都市はモラル

と健康の両面で有害な資源浪費の場であつて、環境・衛生が劣悪なため人口を消耗するだけの存在に過ぎない。⁽⁷⁶⁾だが一八世紀後期という時、農業が基幹産業だったにせよ、鉱工業、運輸、宅地開発等の非農事業が急速に拡大していたことは周知の通りであり、所領経営にもこうした要素がかなりの規模で入り込み、管理人のなかには工業関係の事業を請け負う者も増えてきた。⁽⁷⁷⁾ケントのおこなつたためばしい非農事業といえ、フーラム等での市街地の売買仲介ぐらいなものである。⁽⁷⁸⁾彼の所領管理にあつて、この点は大農地主義と同じくいわば消極的な側面、必ずしも時代的制約とはいえない限界と見てよからう。しかし、かかる限界が実際の業務に支障をきたした形跡は認められない。農業部門に確固たる基盤を置き、彼は実践と著述によりエンクロージャほか所領の営農指導を、当時の水準を超えた専門的な領域へと高めたのだつた。

(2) 所領管理「専門職」として

ナサニエル・ケントが所領管理業務の請け負いに乗り出した経路自体は、とりたててユニークなものではない。そもそも所領管理業の場合、一八世紀当時には確たる資格も養成システムもなく、同業者の団体はおろか親睦クラブすら存在せず、また強いていえば営農家や法律家、

カントリー・ジェントリの次三男ほか中産階級出身者が多かつたものの、要は能力と信用度、人品を備えていると判断されればどんな経歴の者でも参入できたのである。当時なお、所領管理業の基礎といえは教育や正規の訓練ではなく、独学と実地での体験、および雇主たる地主とのすぐれて個人的な信頼にとどまっていた。⁽⁷⁹⁾したがってケントの経歴や業務内容が一八世紀末の所領管理人の実態を理解する一助となるのは確かだが、彼の真に注目すべき部分は、そして筆者があえて「専門職」という用語を使用した根拠となるのは、現実に業務を請け負つた形態や条件、すなわち顧客との対応関係にほかならない。

ケントはロンドンに二人のパートナーとともに共同事務所を設立し、同時に複数の顧客、所領業務を担当した。その内容はきわめて多岐にわたるが、計画の立案、管理上の助言、全般的な監査といった項目が中心で、現場の雑務については在地の管理者に委ねるのが通例であつた。同様に、ハードウィック伯に対し「所領がこのように統括されていけば、貴下はその状況を知り尽くすこととなりましょう。その後、貴領は誰が管理してもほとんどラブルなく、運営していけるはずです」と請け合つていくごとく、彼の主目的は、離任した後もたやすく維持でき

るシステムの確立にあり、これは特有の業務形式を反映していると思われる。すでに述べた三分野のうち、彼は所領の見積り評価や設計配置を得意とし、全般的な管理に際しては数次の出張をともしつつ、概ねロンドンから指揮・監督にあたり、売買仲介の面では主に市街地の物件を扱った。すなわち在地管理人との衝突や出張に悩まされながらも、他の副業に頼ることのない独立専門の立場を貫いたのである。それゆえ収入源は固定した俸給ではなく、主として歩合制による業務別の報酬、ないし手数料の形をとったが、この種の專業は必ずしも当時の所領管理人の大勢ではなく、むしろ少数派と考えてよからう。ただ、この点を論ずるためには、いうまでもなく中世から、ほとんど所領の数だけ管理の形態があつたといわれる一七世紀末を経てケントらの活躍した時期、そして今世紀に及ぶ所領管理業の複雑な専門化過程を、より体系的に俯瞰せねばならない。本稿ではその余裕がないので、さしあたり一八世紀以降の所領管理人を三つのパターンに大別・分類し、より大きな視野からあらためてケントの意義づけを試みたいと思う。

第一は、どちらかといえば中小の所領に見られるタイプで、領内の営農家やごく小規模な地主、聖職者、ソリ

シターないし代訴人 (attorney) から法曹関係者、その他の実業家といった人々が概ねパートタイム的な副業として所領の管理人を任されるケースである。営農家は現地の農業慣行に通じ、法律家は土地取引や賃貸契約等の手続業務、マナー裁判所の執事役 (court-holding) ほか特性を發揮した。なかでも後者は、農業に未熟な点をしるばしば批判されながらも所領管理分野に根強い需要を保持し、勢力が減退して専門職に駆逐されるのはようやく一八七〇〜九〇年代に至ってからである。⁽⁸³⁾ この種の人々が雇用された形態や業務内容、報酬条件を見ると所領によって大きく異なるが、例えばケントとほぼ同時代を生きた、ヨークシャ、ウエスト・ライディングにあるウォルター・スペンサー・スタナップ領の管理人だったジョン・ハーデイ (一七四五〜一八〇五年) の場合、広大な農地を格安の賃貸料で借り受け、自前の営農に励むかわら、年俸八〇ポンドで所領管理の一切をとり仕切った。試みに業務内容を挙げれば、地代の集金をはじめ、エンクロージャほか所領の再編成や改良に関する計画の立案、土壌改善や排水・建物の維持管理、契約書の策定、租税や投資あるいは運河・鉄工事業への参与に対する助言、地下資源開発の進言、雇主に代わっての土地売買、そし

て領内の毛織物生産の指揮・監督にまで及んだ⁽⁸⁴⁾。鉱工業分野をも包括するその範囲はケントのそれより概ね広く、逆にケントの業務内容自体が当時としてもとりたてて手広くはなかった事実をうかがわせる実例といえる。だがハーディは恐らく、このタイプの代表例とは見なし難い。むしろポンド当たり六ペンスから一シリング程度の歩合制で地代徴収を請け負ったり、管理の見返りに出張費や賄いつき住居のほか少額の俸給を受けとったりするケースの方がはるかに一般的であった⁽⁸⁵⁾。結局、副業として所領管理に関与した人々の大部分はハーディのような手腕や名声とは無縁で、管理人たる明確な自覚を持たなかった。所領管理人がよく非難される職務怠慢と不正も⁽⁸⁶⁾、強いていえばこれらの人々に多かったようである。

第二は、主として大所領に在勤し、地主から広範な権限を託された首席管理人のタイプで、高い社会的評価を受け、農業改良の大きな推進力となったのは概ねこの人々と見てよい⁽⁸⁷⁾。大所領の経済的強化と歩調を合わせ、所領管理のシステム化に貢献したのも彼らであった。一八世紀が進むにつれ数千エーカー級以上の、それも各州に散在するような領地では、ロンドンや領主居住地に設置された中央管理事務所 (central office) 詰めの常勤管

理人を筆頭に、様々な名称の下位スタッフが業務を分担し、高度な階層的管理体制が敷かれるようになる。もとよりこうしたシステムにも地域や個々の所領ごとに少なからぬ相違があり、また本格的な発展を見せたのは一九世紀になってからとされる⁽⁸⁸⁾。だがすでに一八世紀初頭、ウエスト・ミッドランドのルースンIIゴー家領では首席管理人のジョージ・プラックストンが、パートタイムで地代徴収にあたる借地人の兼業ベイリフを監督させるため、数名の副管理人 (Intendants) を起用することで経営体制の徹底を図ろうとしていた⁽⁸⁹⁾。このように組織化された常勤管理のノウハウは時とともに普及、拡大しつつあった⁽⁹⁰⁾。大所領づき首席管理人クラスの報酬を見ると多くが年俸制で、その権限や責任にふさわしく、一部の者はかなりの高給を得ていた。一八世紀初頭段階で、最大級の領地の常勤管理人が受けとっていた年俸は四〇〇ポンド見当、これは当時オクスフォードとケンブリッジの両大学に新設された近代史欽定講座教授のそれに匹敵する⁽⁹¹⁾。一八世紀末になるとデヴォンシャ公領の管理人のように年俸一、〇〇〇ポンドに達するケースが現われはじめ、一般的な大所領では三〇〇〜四〇〇ポンドが大体の相場であった。一九世紀に至り、彼らの呼称として「ス

「テュワード」よりも「エイジェント」がさらに一般化してくると、俸給もまた一段と上昇し、ノーサンバランド公領の統括管理人 (commissioner) のごとく一八七八年に一、八五〇ポンドもの俸給を与えられる者さえ出現した。⁽⁹²⁾ 彼らが当時の最高給を食む上層の実業者に属したことは、一面、大所領が依然として最大の事業体であり続けた証左ともいえそうだ。

彼らは雇主たる大地主およびその領地と人的に一体化することによって、はじめて自己を確立しうる存在であった。とりわけ一九世紀に活躍したベドフォード公領のクリストファ・ヘイデイ、クック家領のフランシス・ブレイキー、ダラム伯領のヘンリ・モートン、ノーサンバランド公領のヒュー・テイラーといった人物は第一級の実務家として社会的にも高い名声を博したものの、地主貴族と強く利害を共有したため、同業者意識はきわめて薄かったといわねばならない。つまり集団として利益を主張したり、業務遂行時の条件を定式化したりする動機に乏しく、一個の職業人にふさわしい統一行動の必要をほとんど感じなかった。農村所領の管理を扱う人々を中心に「土地管理・周旋人協会 (Land Agent Society)」が結成され、資格試験制度が導入されたのは今世紀初頭

になってからである。だが皮肉なことに、大所領の多くが解体していくにつれ、首席管理人タイプの活動は早晩時流にそぐわないものと変じてしまう。⁽⁹³⁾

所領管理を副業とせず、大所領の在勤管理人でもないナサニエル・ケントが以上の範疇に該当しないことは明らかで、恐らく彼は第三のタイプ、すなわち個人や商會のかたちで所領業務の助言をしたり管理の実務を請け負ったりする独立系の業者 (land-agency firm) に属していた。この種の業者が活動しはじめるのは一八世紀になってからで、それも当初は所領再編成の指揮・監督や改良手段の提言等のため招かれる管理上の助言者に過ぎなかった。⁽⁹⁴⁾ ケントより一世代前、土地測量・査定士のトマス・ブラウンは、一七五〇年代にヨークシャとカンバランドの所領群を検分し、六名のベイリフに代えてステュワードを一名だけ置くこと、農地の現状評価を見直すこと、慣習保有の借地人を自由保有へ切り替えること、等々を推奨している。⁽⁹⁵⁾ まもなく、これらの人々は一般的な管理実務も併せて引き受けるようになるが、当初からの性格上、土地の実測や評価に通じていたブラウンのような測量・査定士や見積り人がこの業界へ数多く参入した。ケント自身、議會制定法の文言中、またはノー

フオーク農業協会総会で顕彰された際、「測量・査定士」と称されたことはすでに述べた。これはあくまで便宜的な呼称でしかないが、かかる特殊な数量的技巧になじんだ実務者が地主社会に活動の場を求め、所領の実測、評価、管理上の助言から管理全般へと乗り出していくのはきわめて当然の趨勢であつたろう。⁹⁶⁾

ケントとほぼ同時代の独立系業者を若干挙げてみよう。ヘンリ・ホグベンは「土地測量・査定士、土地財産の管理人 (agent)」と称して「土地の改良、周到的監督」を請け負う旨の印刷広告を作り、後に若いジエイムズ・グージとパートナーシップを組んだ。エドワード・ウエイクフィールドは、経済学者デイヴィド・リカードがグロスターシャに土地を購入した際、管理を託された人物だが、一八一四年にはロンドンのポール・モールに事務所を構えた。彼は自らを、「土地売買にかかわる一般的な土地取扱人 (land agent)。いくつかの大所領の管理人 (steward) を務め、また地代徴収の任にあたる。さらに土地の見積り人 (land valuer)」と語っている。⁹⁷⁾ この種の人々は異なる地主の個別的業務を並行して、それも契約ベースで請け負ったため、俸給ではなく専門家としての報酬・手数料により生計を立てていた。ケントは、こ

れら独立業者の当時としては傑出した存在で、また彼の念頭にあつた同業者もこのタイプか、あるいはそれに近い人々だつたと考えられる。

一九世紀の進むにつれ、独立系の業者は所領管理の分野で次第に重要な役割を果たすようになり、二〇の所領、ないし二万エーカーもの土地を監督したエセックスのパーカー父子や、一八九〇年代といえ二四州で二五万エーカーもの不動産管理に携わつたロレンス・アンド・スクォレー商会のようなケースも出てくる。⁹⁸⁾ 彼らの系統こそ、早くも一八六八年、現存する最古の業界団体である「土地測量・査定士協会 (Institution of Surveyors)」を創設した原動力にほかならない。⁹⁹⁾ 一八世紀後期から一九世紀初頭という変革の時代に活躍したナサニエル・ケントはこの系統、つまり強固な職業意識を持つ独立した不動産エキスパートの先駆けであり、しかもすでに土地の見積り評価、管理、売買を一通り網羅していた注目すべき存在といえよう。晩年に長男をパートナーシップへ加え、同業者として立たせるべく訓練し、また財産内訳の詳細については不明だが自らジェントルマンを志向して土地所有に参入する意思は終生持たなかつたと推測される。¹⁰⁰⁾ 筆者が彼を事実上の所領管理「専門職」と見るの

も、こうした先駆的な意義に着目してのことである。⁽¹⁰⁾

だが同時に、所領管理業の場合、所領が企業体というよりむしろ農村の共同組織である以上、顧客との純然たる契約関係や職業的な営利主義を徹底させるには特有の困難がつきまとった。とりわけケントの提言や施策に見られる「社会政策」の一端が所領業務の枠内から派生した⁽¹¹⁾ことは、その職務自体、営利の範疇を超える次元の活動だった事情をいみじくも暗示していよう。こうした複雑さわまる所領経営の両面性こそ、彼のいう「カントリー・ビジネス」の内実をうかがわせるものと筆者は考える。曰く、財産あるジェントルマンに、従来以上に「カントリー・ビジネス」の監督責任を負わせるべきである。曰く、ジェントルマン家系は教区の振興に永続的な関与を有しているから、貧民の保護者を自任しその住居や生活に意を用いることが固有の「ビジネス」なのだ。⁽¹²⁾かかる主張を展開した時、そこには住民の福利厚生も含めた共同事業にあつて、雇主に所領の収益性を認識させ、かつ幅広い責務やイニシアティブを期待しながらも専門家たる助力を惜しまぬ姿勢が明瞭である。一八世紀前期にドラマ、レイヴンズワース在のジョージ・リドウル大佐が炭坑の管理を「カントリー・ライフ・イン・ビジネス

ス」と呼び、またミンゲイも「あらゆるタイプの農村事業 (rural undertakings)」と総称した⁽¹³⁾ように、この種の「ビジネス」は今日想像される以上に包括的な役務で、さながら「社会生活の諸相 (realities of life)」⁽¹⁴⁾に及ぶ領域をなしていた。しかし、やがて所領管理業が本格的な専門職として定着するにつれ、ケントがかくも執着した農村や所領の秩序・伝統は緩慢な消滅へと向かうことになる。一八世紀後期の水準を凌駕し、次代の趨勢さえ先取りしていたナサニエル・ケントの構想と業績には、そうした冷厳な史実を想起させる一面もまたそなわっていたかに思われる。

註

- (1) ある時期の所領管理人を概括的に扱った論文を若干挙げれば、E. Hughes, 'An Eighteenth-Century Estate Agent, in *Essays in British and Irish History in Honour of J. E. Todd*, (ed.) H. A. Cronne, T. W. Moody and D. B. Quinn (London, 1949); G. E. Mingay, 'The Eighteenth-Century Land Steward', in *Land, Labour and Population in the Industrial Revolution*, (ed.) F. L. Jones and G. E. Mingay (London, 1972); F. Richards, 'The Land Agent', in *The Victorian Countryside*, vol. 2, (ed.) G. E. Mingay (London, 1981); D. R. Hainsworth, 'The Essential Governor: The

Estate Steward and English Society, *Historical Studies*, vol. 21, no. 84 (1985). 各々職域は各々別々。D. R. Hainsworth, *Stewards, Lords and People: The estate steward and his world in later Stuart England* (Cambridge U. P., 1992) のような著作も刊行され、この分野へ一部の関心が寄せられていっているようにだ。

また所領管理人の地域・個別研究に類するものとして、例として E. M. Jancey, 'An eighteenth-century steward and his work', *Transactions of the Shropshire Archaeological Society*, vol. 56 (1957-8); D. Spring, 'Agents to the Earls of Durham in the Nineteenth Century', *Durham University Journal*, vol. 23 (1962); G. Firth, 'The roles of a West Riding land steward, 1773-1803', *Yorkshire Archaeological Journal*, vol. 51 (1979)。また未見だが、J. Martin, 'Estate stewards and their work in Glamorgan, 1660-1760: a regional study of estate management', *Morganwg*, vol. 23 (1979) ほか。

- (2) Mingay, 'Land Steward', p. 11.
- (3) Richards, 'Land Agent', p. 439; J. V. Beckett, *The Aristocracy in England 1660-1914* (Oxford, 1986), pp. 142-3.
- (4) James Caird, *English Agriculture in 1850-51* (London, 1851). 筆者が使用したのは、2nd edition, (ed.) G. E. Mingay (New York, 1967), p. 493.
- (5) 以下の小伝は、とくにことわらないう限り、D. N. B., vol. X, art. 'Nathaniel Kent', pp. 22-3; P. Eden (ed.), *Dic-*

tionary of Land Surveyors and Local Cartographers of Great Britain and Ireland 1550-1850 (Folkstone, 1979), pp. 154, 434; G. E. Fussell, *More Old English Farming Books from Tull to the Board of Agriculture 1730 to 1793* (London, 1950), pp. 101-3; P. Horn, 'An Eighteenth-Century Land Agent: The Career of Nathaniel Kent (1737-1810)', *Agricultural History Review*, vol. 30 pt. 1 (1982), pp. 1-16. ほか参照。

(6) Nathaniel Kent, *Hints to Gentlemen of Landed Property*, (London, 1775), pp. vii, 268. 翌一七七六年、若干の加筆を経て第二版 (The second edition, pp. vii, 282) が、九三年には「補足的指針 (Supplementary Hints)」を添えた増補版 (new edition, pp. vii, 286) がそれぞれ刊行され、後者は九九年に再刊されている。本稿で用いたのは初版と九三年刊の増補版である。

(7) クラリッジは一八一五年以降、ジョン・イヴスンとパートナーシップを組んだ。ピアースの場合、クラリッジ独立後はケント父子と、ナサニエル死後には息子チャールズとパートナーシップを結んでいる。それぞれ、農業改良会から委嘱された農事報告書がある (J. Claridge, *General View of the Agriculture, in the County of Dorset, etc.*, 1793; W. Pearce, *General View of the Agriculture in Berkshire, etc.*, 1794)。

チャールズ・ケントは父の死後、ピアース、次いで一八二六年にはラヴなる人物とホウボン街で新たなパートナーシップを結んだ模様である。Eden (ed.) *op. cit.*, pp.

- 61, 143, 201, 434, 440.
- (8) Nathaniel Kent, *General View of the Agriculture of the County of Norfolk: with Observations for the Means of its Improvement. Drawn up, for the Consideration of the Board of Agriculture and Internal Improvement, With additional Remarks from several respectable Gentlemen and Farmers* (London, printed in Norwich, 1796), pp. xvi, 236. 農業改良会に委嘱され、一七九四年発刊したノーフォーク州の農事報告書をもとに加筆・増補したものである。
- (9) ノーフォーク農業協会総会での顕彰の辞、死亡記事や讃辞の典故は、*Gentleman's Magazine*, LXXX, pt. II, 1810, p. 396; LXXXI, pt. I, 1811, pp. 182-3.
- (10) G. Eland (ed.), *Shardeloes Papers of the Seventeenth and Eighteenth Centuries* (Oxford U. P., 1947), p. 68. ノーフォーク家の土地所有に関する *ibid.*, pp. 55-69, 138.
- (11) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 9, 11-2; R. A. C. Parker, *Coke of Norfolk: A Financial and Agricultural Study 1707-1842* (Oxford U. P., 1975), p. 101.
- (12) H. A. Wyndham, *A Family History, vol. 2, 1688-1837: The Wyndhams of Somerset, Sussex and Wiltshire* (Oxford U. P., 1950), pp. 301-5.
- (13) これ以外に王領農地の見積りや管理等の協力者がいた。Eden (ed.), *op. cit.*, pp. 398, 478, 490, 399, 463, 476.
- (14) 例えば一八〇三年、クラリッジは、ウォリックシャーのあるコピーホルド財産権の見積りを、地元のイーグル氏なる人物に下請けさせていた。Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 10, 11, n. 52.
- (15) Kent, *Hints...*, new ed., pp. 245-6.
- (16) *Gentleman's Magazine*, LXXXI, pt. I, 1811, p. 183.
- (17) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 12-3.
- (18) 實録家として知られるトーマス・ヤンセンの立場は、*その Revolutions 1750-1880* (London, 1966), pp. 46-8; G. E. Mingay (ed.), *Arthur Young and his time* (London, 1975), p. 44 を参照。
- (19) Kent, *Hints...*, new ed., pp. 269-74; *General View*, pp. 122-8.
- (20) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 191-2.
- (21) Kent, *General View*, p. 123; Parker, *op. cit.*, p. 54, n. 62.
- (22) Kent, *op. cit.*, pp. 223-5.
- (23) *ibid.*, p. 225.
- (24) *ibid.*, pp. 123-4, 126. ケントに於いて、ノーフォーク州内のホークカム所領の年収は五〇〇〇ポンドから二万ポンド以上に上昇、その「雪ダルマ式」増えついで、*どうぶ*。だがパーカーの試算では、これは明らかに誇張であろう (Parker, *op. cit.*, p. 77-8)。
- (25) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 9, n. 47.
- (26) Kent, *Hints...*, 1st ed., p. 8.
- (27) Kent, *op. cit.*, pp. 72-3.
- (28) 彼の立場をめぐって、Chambers and Mingay, *op. cit.*, pp. 34, 73-5; Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p.

5; Mingay (ed.), *Arthur Young and his time*, pp. 102-12 を参照。

- (29) Kent, *Hints...*, new ed., p. 255.
- (30) Kent, *op. cit.*, pp. 256-8; *Hints...*, 1st ed., pp. 74-5.
- (31) Kent, *Hints...*, new ed., pp. 258-62; *General View*, pp. 75-8. ホンクローシヤの盛行が測量・査定士の活動の場をまたいだ事柄が F. M. L. Thompson, *Chartered Surveyors: the growth of a profession* (London, 1968) pp. 32-8 を参照。
- (32) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 205-6, 221.
- (33) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 5-6.
- (34) Kent, *op. cit.*, pp. 211-8. ただし「自らの小農地主義が少数意見である」ことをケントは十分認識していた (Kent, *General View*, p. 133)。
- (35) *Gentleman's Magazine*, LXXXI, pt. 1, 1811, p. 183; Kent, *Hints...*, 1st ed., p. 17.
- (36) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 3. ノーホーケ農業協会総会が「彼は自分が土地見積り人 (land-valuer) としてのみならず土地改良家 (land-improver) として見なされるべきを求めて要請している」(*Gentleman's Magazine*, 1811, p. 183.)。
- (37) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 9-10.
- (38) Kent, *General View*, p. 111.
- (39) Kent, *Hints...*, new ed., pp. 280-1; 1st ed., p. 170; *General View*, p. 116.
- (40) Kent, *Hints...*, new ed., pp. 278-9; *General View*,

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

p. 107.

- (41) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 9, n. 48, 10.
- (42) *ibid.*, pp. 10, 14.
- (43) *ibid.*, pp. 3-4; D. N. B. vol. XXI, art. 'William Windham', pp. 643-6.
- (44) Mingay, 'Land Steward', p. 9.
- (45) Eland (ed.), *Shardeloes Papers*, p. 69.
- (46) Wyndham, *A Family History*, vol. 2, p. 302; Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 10.
- (47) Kent, *Hints...*, new ed., pp. 265-7.
- (48) Kent, *op. cit.*, pp. 267-8.
- (49) ケントがホンクローシヤ時におこなった土地の整理統合例としてハーデウィック伯領、土地交換や売却の例としてはウイリアム・ドレイク領を、それぞれ挙げることで有名な Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 4; Eland (ed.), *op. cit.*, p. 69.
- (50) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 15.
- (51) Thompson, *Chartered Surveyors*, pp. 48-50.
- (52) ケントはウインダムに対し「所有地の一部を四区画に分けて売却すれば」「競売によつて (by means of the Hammer)」田一杯の値で売れたらう」と述べた。Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 11.
- (53) ケントの死後、スインはカンパニーのため、ノッティンガムシヤで土地取引の競売手続を代行した模様だ。Eden (ed.), *Dictionary of Land Surveyors*, p. 478.
- (54) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 259, 228; *General View*, p.

- 192.
- (55) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 247-58.
- (56) Kent, *op. cit.*, pp. 241-3. ケントの提示した小屋の建築費自体は、G・E・ファスルによればさほど大きなものではない。またブラウンロー男(前出サー・ジョン・カストの息子)をはじめとする改良志向の地主数名が現実には彼の小屋モデルを採用したらしい。G. E. Fussell, *The English Rural Labourer: His home, furniture, clothing and food from Tudor to Victorian times* (London, 1949), pp. 47-8.
- (57) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 263-4.
- (58) Kent, *op. cit.*, pp. 234-5. 小屋住みへ小放牧地等の自活地を支給するこの方式を実行に移した当時の大地主として、例えばウインチルスイー伯、キャリントン卿、シエフイールド卿ほかが挙げられる。P. Horn, *The Rural World 1780-1850: Social Change in the English countryside* (London, 1980), p. 25.
- (59) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 218-9, 234-7; new ed., p. 285.
- (60) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', pp. 7-8, 14.
- (61) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 260, 263; *General View*, pp. 162-3. 彼の概算では地代と農産物価格の上昇率を六割とすれば、労賃のそれは二割に過ぎなるとされる(*Hints...*, 1st ed., p. 260)。
- (62) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 264-5.
- (63) 順次 Kent, *Hints...*, new ed., pp. 280-1; *General View*, p. 156.
- (64) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 266-8.
- (65) Kent, *Hints...*, new ed., pp. 282.
- (66) Kent, *op. cit.*, pp. 282-3.
- (67) *ibid.*, p. 286.
- (68) ケントによれば小農地と小屋こそが人口の給源であり、また自立した労働者は失うものをまったく持たぬ連中と違つて暴動に走る恐れがある。Kent, *Hints...*, 1st ed., p. 231; new ed., p. 284.
- (69) J. G. Gazley, *The Life of Arthur Young 1741-1820* (Philadelphia, 1973), pp. 72-3.
- (70) Mingay, 'Land Steward', p. 27. エドワード・ロレンスの代表的著作の詳細な分析を介し、一八世紀前半の農業・土地問題を究明した業績に、楠井敏朗『イギリス農業革命史論』(昭和四四年、弘文堂)第五章Ⅱ(一八五―二一六ページ)がある。なお農業著述者・普及家の改良に対する貢献度をめぐっては、やはりあたり、P. Horn, 'The Contribution of the Propagandist to Eighteenth-Century Agricultural Improvement', *Historical Journal*, vol. 25, pt. 2 (1982) pp. 313-29 参照。
- (71) J・ハバカク、川北 稔訳『十八世紀イギリスにおける農業問題』(一九六七年、未来社)、五六ページ。
- (72) Mingay, 'Land Steward', pp. 26-7.
- (73) ブレイキーとクック家領をめぐっては、Parker, *Coke of Norfolk*, pp. 135-52; F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century* (London, 1963), p. 156

を参照。

- (74) ハバカク、前掲訳書、五四、五七ページ。
- (75) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 16; 'The Contribution of the Propagandist', p. 329.
- (76) Kent, *Hints...*, 1st ed., p. 231.
- (77) ハバカクは動向については、Mingay, 'Land Steward', pp. 3-4等を参照。
- (78) 以上のほか強いて挙げれば、カンパニー、とりわけケラリッジの推進したエグルモント伯領タドキャスタにおける市街地開発と三〇年期限の建物賃貸が、彼らの数少ない非農業的業務に該当しよう。Wyndham, *op. cit.*, pp. 301-2, 304.
- (79) Mingay, 'Land Steward', pp. 7-9; Beckett, *The Aristocracy*, p. 144; Thompson, *English Landed Society*, pp. 157-9. ただし一八四五年サイアレンヤスタに王位農業コレッジ(Royal Agricultural College)が開設されると、これが所領管理人の主たる養成機関の一つとなる(Richards, 'Land Agent', pp. 444-5)。
- (80) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 9.
- (81) 具体的事例として、エグルモント伯領を管理した際のケラリッジと専属会計士の不和、ウィリアム・ウインダム領を担当した時のケントと現地管理人(steward)ロンプの対立等が挙げられる。*ibid.*, pp. 10-11.
- (82) Beckett, *op. cit.*, p. 142.
- (83) ハのタイプについては、Beckett, *op. cit.*, p. 146; Thompson, *op. cit.*, pp. 160-1; Mingay, 'Land Steward', p. 8; A.

一八世紀後期イングランドに見る所領管理「専門職」

- M. Carr-Saunders and P. A. Wilson, *The Professions* (Oxford, 1933), p. 199 を参照。なお、法律家の土地業務や選挙活動を論じたものとして、G. Holmes, *Augustan England: Professor, State and Society 1680-1730* (London, 1982), pp. 157-62; R. Robson, *The Attorney in Eighteenth-Century England* (Cambridge, 1959) ch. VII, pp. 84-103 等を参照。
- (84) Beckett, *op. cit.*, p. 143, n. 14.
- (85) Mingay, 'Land Steward', pp. 5-6.
- (86) 所領管理人の職務怠慢と不正、またこの職域に法律家が携わっている現状を難じた一八世紀の重要文献として、*すこぶ*、前出エドワード・ロレンスの著作を挙げておく。筆者が参照したのは、Edward Laurence, *The Duty and Office of a Land Steward...*, the second edition ... (London, 1731) のリプリント版(New York, 1979) の *すこぶ*、pp. iv, vi, x, 7-8 の記述(着目)。
- (87) ハのタイプをめぐっては、Mingay, 'Land Steward', p. 26; Thompson, *op. cit.*, p. 156; Beckett, *op. cit.*, pp. 144-5.
- (88) Mingay, 'Land Steward', pp. 4, 18-9; Richards, 'Land Agent', p. 439. 一八世紀の動向については、まず第一に D. Spring, *The English Landed Estate in the Nineteenth Century: Its Administration* (Baltimore, 1963), ch. I, IV, pp. 3-19, 97-134 を参照。
- (89) J. R. Wordie, *Estate Management in the Eighteenth-Century England: The Building of the Leveson-Gower Fortune* (London, 1982), pp. 24-8.

八五 (八五)

- (90) 当然のことながら、大所領の常勤管理人の形態も決して一様ではない。例えば、法律家でありながら俸給制によるフィッツウィリアム伯領の統括・管理を主たる生業とし、かたわら歩合・手数料制で複数所領の監督に携わったチャールズ・ハウンスのようなケースもある。Thompson, *Chartered Surveyors*, pp. 30-1.
- (91) Hughes, 'Estate Agent', p. 192.
- (92) Mingay, 'Land Steward', p. 10; Thompson, *English Landed Society*, pp. 161-2.
- (93) Thompson, *op. cit.*, p. 159; Carr-Saunders and Wilson, *op. cit.*, pp. 199-203.
- (94) Beckett, *op. cit.*, p. 147.
- (95) Wynndham, *A Family History*, vol. 2, pp. 134-6.
- (96) 測量・査定士(surveyor)の発達史をめぐっては Carr-Saunders and Wilson, *op. cit.*, pp. 194-5; Hughes, 'Estate Agent', pp. 189-91; Thompson, *Chartered Surveyors*, ch. V, pp. 94-108 ほかを参照。
- (97) 各々 Hughes, 'Estate Agent', p. 191; Spring, *op. cit.*, p. 9 以下を Edén (ed), *Dictionary of Land Surveyors*, pp. 134, 258 を見よ。
- (98) Beckett, *op. cit.*, p. 147; Richards, 'Land Agent', pp. 442, 447-8.
- (99) この団体は一八八一年に勅許状を下賜され、同時に資格試験制度も確立した。初代会長はジョン・クラットン。彼の商会も独立系業者として当時、すでに百年以上の歴史を有していた。会報によれば一九世紀末の段階で全国の土地管理業務の六割を会員が手がけたとされる。現在名「王立勅許測量・査定士協会(Royal Institution of Chartered Surveyors)」。Thompson, *Chartered Surveyors*, pp. 31-2, 99; Carr-Saunders and Wilson, *op. cit.*, pp. 194-8; Richards, 'Land Agent', pp. 444-5; *Dictionary of British Associations and Associations in Ireland*, Edition 11, p. 375.
- (100) Horn, 'The Career of Nathaniel Kent', p. 15.
- (101) 所領管理業の「専門化」はいつまでもなく、法曹や医薬、製造その他の業種に展開していった同時代により大きな趨勢と無関係ではなかった。Thompson, *English Landed Society*, pp. 156, 158; Holmes, *Augustan England*, ch. 1, 2, pp. 3-42.
- (102) ケントとはほぼ同じ時期に、ワーキンントン(カンブラン)ド・カーウイン家領在勤のチャールズ・ユードゥルは、炭坑労働者や婦人奉公人のため簡易な社会保険の導入を試みている。これも所領管理人が企画・推進した「社会政策」の一例として注目される(Hughes, 'Estate Agent', p. 197)。
- (103) Kent, *Hints...*, 1st ed., pp. 265, 240.
- (104) 順次 Hughes, 'Estate Agent', p. 188; Mingay, 'Land Steward', p. 4.
- (105) Hughes, 'Estate Agent', p. 199. 自らも著名な所領管理人だったウィリアム・ステュアート・トレレンチの著書表題(William Stewart Trench, *Realities of Irish Life...* (London, 1868))を引用。